

「知床半島中央部地区利用の心得」について (中央部地区の利用に当たっての留意事項、禁止事項)

I. 作成・普及にあたっての基本的考え方

中央部地区は、先端部地区と異なり、一般的な観光利用者を中心として数多くの利用者が訪れる地域である。このため、周知すべき留意事項・禁止事項等は、これらの利用者にとって分かりやすく、効果的かつ実用的なものとする必要がある。

一方で、来訪する多様な利用者の求めに応じて、ルールの根拠やよりきめ細かいルールについて説明する必要も生じることから、より詳細な対処事項についても定め、必要に応じて提示したり、管理者から説明したりする必要がある。また、これらの細則はルールの見直しを検討する場合にも重要となる。

したがって、作成に当たっては、以下の考え方を基本とする。

- ①理念的な事項と具体的な行動ルールを分けて整理する。
- ②行動ルールは確実に守って欲しい事項に限定し、なぜ守る必要があるのかをできるだけ短文で記述する。
- ③各ルールに関連する細則については、できるだけ詳しく定める。

II. 知床半島中央部地区利用の心得（案）

『3つの原則と10の約束』

かけがえのない知床の自然を将来にわたって楽しむために、『知床への約束』を定めました。

知床国立公園を訪れる方は、ヒグマに象徴される知床のすばらしい自然に「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」をもって接し、より良い形で後世に引き継いでいくため、この『約束』を守ってください。

[3つの原則]

1. 自然環境への配慮

知床国立公園の原生的で静寂な環境が損なわれることのないよう、自然環境の保護に対する意識を高く持ち、利用による影響を軽減し、痕跡を残さないように努めましょう。

2. ヒグマに対する注意

知床国立公園では、常にヒグマに遭遇する可能性があります。また、知床のヒグマは人間を回避せず大胆に行動する個体も多く、他の地域とは状況が大きく異なります。ヒグマに会わないこと、ヒグマの行動を変化させないことが重要です。

3. 地域の生活・文化への配慮

知床にも、昔から息づく人々の暮らしがあります。利用者は地域の生活、文化に十分な注意を払わなければなりません。さらに、生活や文化に目を向けることで、知床の新たな魅力に気付くことができます。

[10の約束]

1. 野生動物に餌を与えない

自然の生態系を乱すだけでなく、ヒグマを誘引し、危険な状況を生み出します。

2. 道を外れて歩かない

歩道や木道を外れて歩くと危険だけでなく、植物が踏み荒らされたり、土が削られたりします。

3. 動植物をとらない、脅かさない、傷つけない

小さな行為もみんなが行えば、大きな影響につながります。また、他の人の楽しみを奪うことにもなります。

4. ゴミは持ち帰る

景観や野生動物に影響を及ぼし、ヒグマを誘引するおそれもあります。持ち帰るか、定められた場所で処分しましょう。

5. ペットを連れて歩かない

ヒグマを刺激するおそれがあります。

6. 遊歩道上での食べ歩きは行わない

食べこぼしや食べ物においてはヒグマを引き寄せる原因になります。においの出るものを野外で調理すること（焼き肉等）も避けてください。

7. ヒグマを見ても近づかない

ヒグマに襲われる可能性があります。また、ヒグマが人に慣れると、他の人が事故に遭う原因を作ってしまうます。速やかに引き返して下さい。

8. 車のスピードは控えめに

シカやキツネが飛び出してきます。大きな事故にもつながります。

9. 漁業施設や遺跡に無断で立ち入らない

海産物の採取、漁業活動（コンブ干し等）・施設（定置網、番屋施設等）に支障を与える行為は避けてください。地域の人々の生活を支えています。

10. 現地情報の入手に努めよう

利用に関する最新の自然情報や利用規制情報の入手に努め、安全・快適に楽しみましょう。

『利用の心得 細則』

[10の約束の細則]

1. 野生動物に餌を与えない

- ヒグマやキタキツネなどの野生動物には決して餌を与えないこと。

2. 道を外れて歩かない

- 歩道を踏み外さないこと。また、木道が設置されている場所では木道上を歩くこと。
- ロープや柵が設置されている場所ではそれを超えて立ち入りを行わないこと。
- 特に湿原や高山植生等の脆弱な植生地や水際植生地への踏み込みを行わないこと。

3. 動植物をとらない、脅かさない、傷つけない

- 土石や植物を採取したり、傷つけたりしないこと。
- 枝条（木の枝等）の刈り払いは行わないこと。
- 野生動物の撮影や観察を目的として、野生動物の行動に攪乱を与える行為を行わないこと。
- 野生動物を驚かしたり、追い立てる等の行為を行わないこと。
- 大木の樹洞や樹冠に大型の巣があった場合は、鳥類の営巣木の可能性があり、繁殖を妨げるおそれがあるので、近づかずに速やかにその場から遠く離れること。
- 夜間の動物観察利用に当たっては、ライトによる照射等で必要以上に動物を驚かしたり、追い立てる等の行為を行わないこと。

4. ゴミは持ち帰る

- ゴミは埋めたり、燃やしたりせず全て持ち帰るか、定められた場所で処分すること。

5. ペットを連れて歩かない

- ペットを車外に出したり、連れ歩かないこと。
- 外来種を故意に持ち込まないこと。また、外来種の持ち込みを防止するため、靴等に付着した種子等の除去に努めること。

6. 遊歩道上での食べ歩きは行わない

- 歩道など野外利用に当たっては、ファーストフードの食べ歩きを行わないこと。
- 野外での調理（特に匂いが出る焼き肉等）は行わないこと。

7. ヒグマを見ても近づかない

[事故の未然防止]

- ヒグマに対して絶対に餌を与えないこと。
- ヒグマを刺激する恐れのあるペット（特に犬）の連れ歩きを行わないこと。
- ヒグマ等の野生動物を誘引しないよう、野外での焼肉や食べ歩き、弁当殻やジュース缶等のゴミを捨てる等の行為を行わないこと。

- ヒグマの生息密度が特に高い場所や季節的にヒグマが集中する場所等、立ち入りを控えるよう指示された場所には立ち入らないこと。
- エゾシカや漂着した海獣類等の動物の死体があった場合は、ヒグマが餌付いている場合があり、餌を守ろうとするヒグマから激しい攻撃を受ける可能性があるため不用意に近づかず、すみやかに離れること。
- ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となることから、特に見通しの悪い植生地や場所では声を出さず等あらかじめ人の存在を伝えること。
- 常に周囲に気を配り、注意を払うこと。（特にサケ・マス遡上時期の河川等はヒグマが集まりやすい。）
- 夜間や薄明薄暮、濃霧の時等視界が効かない時には、突発的な遭遇が起りやすいので、なるべく行動しないようにすること。
- リスクの軽減、事故防止のため、なるべく鈴やクマスプレーを携帯すること。
- ※ ヒグマへの対処の仕方の細部については、知床自然センターのホームページ等に設けられている情報を事前に入手することが望ましい。

[遭遇時の対応]

- 進行方向にヒグマを目撃した場合は、ヒグマを刺激しないように引き返す等適切に行動すること。
- 食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合は速やかに引き返すこと。（取られたものは取り返さないこと。）

[事後処理]

- ヒグマを目撃した際には、他の利用者のリスクの軽減のため、環境省自然保護官事務所（ウトロ・羅臼）、羅臼町役場または知床自然センターのいずれかに速やかに連絡すること。

8. 車のスピードは控えめに

- 交通規則を守り、エゾシカ・キツネ等野生動物の飛び出しに注意し、衝突事故防止に努めること。

9. 漁業施設や遺跡に無断で立ち入らない

- 海産物の採取や漁業活動・施設（コンブ干場、定置網、番屋施設等）に立ち入る等、漁業活動に支障を与える行為を行わないこと。

10. 現地情報の入手に努めよう

- 利用に当たっては、羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターから利用に関する最新の現地情報の入手に努めること。
- 冬期間の雪上利用に当たっては、極めて厳しい気象条件下にあることから、事前に気象情報や雪崩等の危険区域等リスクの軽減に関する情報を入手し、事故防止に万全を期すること。
- 自然ガイド等の「事業者」は、日頃から情報の収集等に努め、本「利用の心得」に関する啓発・教育に心がけ、行動に責任を持つこと。

【登山利用に関する心得】

知床連山地域については、比較的高度な技術と経験を有する登山者の利用を想定し、基本的には登山者自身の経験と技術・装備に基づいて、自己判断と自己責任によることを原則としている。

したがって、以下のことに十分留意すること。

【事前準備】

- 自己の体力・健康状態と自然条件等を勘案し、余裕のある日程の計画を立てること。
- 行き先、日程等は家族等にも知らせておくこと。また、登山や立ち入りに際して、関係機関等への手続が必要な場合は、事前に済ませておくこと。
- 防寒着や食料等の装備は十分に用意すること。また、事故防止のための装備を備えること。
- 万が一の遭難事故が発生した場合には、地元関係者に多大な迷惑をかけることになることを十分に認識し、保険加入等の対応に万全を期することとし、事故発生に際しての対応策についても十分に検討しておくこと。
- 不測の事態発生等を考慮して、単独行動は原則として避けること。

【ヒグマ対策】

- 野営の際には、ヒグマに関わる事故を避けるため、テント場、調理・食事の場所、及び食料保管場所をそれぞれ十分に離して設け、テント内に食料を持ち込むことは厳に避けるとともに、食料やゴミは絶対にクマに取られないよう「ヒグマ対策用携帯食料保管容器（フードコンテナ）」（フードロッカーが整備されている野営指定地ではフードロッカー）の中に厳重に保管すること。
- 臭いが強い食料や持ち物はヒグマを誘引し、危険である。食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。

【たき火】

- たき火は行わないこと。

【野営】

- 定められた場所以外での野営は行わないこと。また、ロープ等で野営場所が定められている場所では、ロープを超えて野営を行わないこと。
- 野営地での行動についても、踏み付け等により周辺植生に影響を与えないよう配慮すると共に、できるだけ利用の痕跡を残さないように努めること。

【ゴミ・排水、排泄物等の処理】

- 石けんや洗剤は使用しないこと。
- 食料品は、事前に無駄な包装等は取り除いておくこと。また、調理や後片づけに際して極力汚排水が出ない食料の選定や手法をとる等自然環境への影響を少なくすること。
- 携帯トイレを携行し、排泄物や使用した紙類は持ち帰ること。また、水源や湿原等脆弱な植生地では排泄しないこと。

- 日帰り登山利用の場合は、できるだけ登山口等で用を済ますこと。

[その他]

- 登山道を踏み外さないこと。また、木道が設置されている場所では木道上を歩くこと。
- ロープや柵が設置されている場所ではそれを超えて立ち入りを行わないこと。
- 湿原や高山植生等の脆弱な植生地や水際植生地への踏み込みを行わないこと。
- 目印（デポ旗、テープ等）の設置等は極力避け、設置する場合は回収すること。

備 考

平成17年に世界自然遺産に登録された知床では、現在、知床に関わる多くの方々と共に「知床国立公園利用適正化検討会議」において、知床国立公園を「知床半島先端部地区」と「知床半島中央部地区」に区分し、両地区の望ましい保護と利用のあり方について調査・検討を進めてきました。

本「利用の心得」は、かけがえのない知床の自然景観と多様な生態系を適正に保全しつつ、利用者により良い自然体験を提供し、さらにより良い形で後世に引き継いでいくため、「知床国立公園の適正利用基本構想（平成13年度策定）」及び「知床半島中央部地区利用適正化基本計画（平成17年度策定）」に基づき、知床国立公園知床半島中央部地区の利用に当たって、特に必要性が高い留意事項・禁止事項についてとりまとめたものです。

なお、本「利用の心得」は、特に必要性が高い留意事項・禁止事項についてとりまとめたもので、今後の利用実態や利用による自然環境への影響等をモニタリングし、その結果の解析・評価等のフィードバックにより、修正・補完等充実を図っていきます。

別紙 自然公園法に基づく国立公園内の規制対象行為

	地域区分	行為の種類
許可を要する行為	特別地域	[1]工作物の新築、改築、増築 [2]木竹の伐採 [3]鉱物や土石の採取 [4]河川、湖沼の水位・水量の増減 [5]指定湖沼への汚水の排出等 [知床国立公園では知床沼、知床五湖、羅臼湖] [6]広告物の設置等 [7]指定する物の集積又は貯蔵 [8]水面の埋立等 [9]土地の形状変更 [10]指定植物の採取等 [知床国立公園ではチングルマ等245種を指定] [11]指定動物の捕獲等 [知床国立公園は指定なし] [12]屋根、壁面等の色彩の変更 [13]指定する区域内への立入り [知床国立公園は指定なし] [14]指定地域での車馬乗入れ [知床国立公園では特別地域全域(道路、畑等を除く)] [15]政令で定める行為 [該当なし]
	特別保護地区	特別地域の行為に加え [1]木竹の損傷 [2]木竹の植栽 [3]家畜の放牧 [4]物の集積又は貯蔵 [5]火入れ、たき火 [6]木竹以外の植物の採取等 [7]動物の捕獲等 [8]車馬等の乗り入れ [9]政令で定める行為 [木竹以外の植物の植栽、植物の播種] [動物の放逐(家畜の放牧を除く)]
	特別地域(事後)	[1]特別地域の指定時における既着手行為

届 出 を 要 す る 行 為		[2]非常災害のために必要な応急措置
	特別地域(事前)	[3]指定地域での木竹の植栽・家畜の放牧 [知床国立公園は指定なし]
	特別保護地区(事後)	[1]特別保護地区の指定時における既着手行為 [2]非常災害のために必要な応急措置
	普通地域 [知床国立公園は 海域のみ]	[1]大規模な工作物の新築、改築、増築 [2]特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 [3]広告物の設置等 [4]水面の埋立等 [5]鉱物や土石の採取 [6]土地の形状変更 [7]海中公園地区の周辺部における海底の形状変更 [知床国立公園では海中公園地区の指定なし]